

ICT活用工事（試行）に関するFAQ

Q 1 試行工事を受注し、ICT活用工事を希望しなかった場合にペナルティはあるのか。

A 1 「施工者希望型」は、ICT活用を義務としているものではなく、あくまで、受注者自身が希望するか、しないかを判断するものであって、ICT活用を実施しなかった場合に、工事成績評定での減点等のペナルティはありません。

なお、ICT活用工事の実施を希望しない場合は、その旨を発注者に報告した上で、従来の基準に基づき、施工してください。

「発注者指定型」については、受注者の責に帰すべき事由がない場合を除いて、全プロセス実施することになっています。

なお、受注者の責に帰すべき事由がなく、やむをえずICT活用が出来なかった場合、ペナルティはありません。

Q 2 ICT活用にかかる増額費用については、どうなるのか。

A 2 試行工事において、ICT活用工事を実施した場合は、「岡山県土木部所管工事におけるICT活用工事試行要領」に基づき、設計変更の対象とします。

Q 3 一部の施工プロセスでICTを活用した場合は、設計変更の対象となるのか。

A 3 3次元起工測量から3次元データの納品までの施工プロセスにおいて、ICTを一部に活用した場合についても、設計変更の対象とします。

ただし、一部に活用する場合は②④⑤は必須とし、①③は選択とします。

なお、施工の効率化を図ることができないと判断される案件については、ICT活用工事の実施を認めない場合があります。

Q 4 ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施したい場合はどうすればよいか。また、実施した場合は設計変更の対象となるのか。

A 4 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、ICT活用工事を実施することができます。

なお、「岡山県土木部所管工事におけるICT活用工事試行要領」を適用することとし、設計変更の対象とします。

Q 5 ICT活用工事を実施した場合、工事成績評定による加点はあるのか。

A 5 監督員の評価項目である「創意工夫」において、ICTの5つの施工プロセスのうち、幾つのプロセスを実施したかで次のとおり加点評価します。

- ・プロセス全部を実施した場合 7点
- ・一部のプロセスを実施した場合 5点

Q 6 ICT活用工事以外の工事で、ICT活用工事を実施した場合は工事成績評定による加点はあるのか。

A 6 発注者と協議した上で、発注者が適当と認める場合は、工事成績評定において、

I C T 活用工事と同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が 1,000 万円以上の工事に限ります。

Q 7 河道掘削工事において、I C T 活用工事を実施した場合は工事成績評定による加点はあるのか。

A 7 河道掘削工事については、工事成績評定を省略する工事ではありますが、I C T 活用工事を実施した場合は工事成績評定を行うこととし、同様に加点評価します。ただし、当初の請負代金額が 1,000 万円以上の工事に限ります。